

高機能の設備を備えたオフィスビルの建築を促進します ～「高機能オフィスビル建築促進事業補助金」を創設～

千葉市では、“ちば共創都市圏”の中心地にふさわしい業務機能の集積を目指すため、高機能の設備を備え、企業ニーズに合ったオフィスビル建築を促進しますので、お知らせします。

また、「地域の産業の中核となるような企業」を誘致することにより、経済活性化を図ります。

1 制度創設の背景

- (1) 県都にふさわしいまちづくりを推進する
- (2) 業務機能の集積を図り、圏域の中心的な役割を果たすまちづくりを目指す。
- (3) 「地域の産業の中核となるような企業」を誘致することにより雇用と税収を確保する。

2 制度概要（資料 1 「制度イメージ」参照）

- (1) 対象地区（資料 2 「対象地区の位置図」参照）

ア 千葉都心地区のうち都市再生緊急整備地域^{※1}（対象地区①）

イ 幕張新都心地区のうち業務研究用地^{※2}（対象地区②）

ウ 千葉都市計画都市再開発の方針（平成 28 年 2 月決定）に定める 1 号市街地の蘇我地区のうち蘇我駅東口地区および蘇我駅西口地区（対象地区③）

※1 千葉都心地区（再開発促進地区）であって市長が特に必要と認めた場合は対象とする。

※2 幕張新都心地区内であって市長が特に必要と認めた場合は対象とする。

- (2) 補助内容

ア 対象経費

家屋・償却資産の固定資産税課税標準額（オフィス床分^{※3}／全体床面積）

※3 家屋所有者（関連企業を含む）利用分は控除する。

イ 補助額等

（ア）補助率

10%（「対象地区①」においては 20%）

（増築の場合は上記の 1／2）

（イ）上限額

10 億円（「対象地区①」においては 20 億円）^{※4}

（増築の場合は上記の 1／2）

※4 原則、10 年間の分割交付

(3) 補助条件

ア 下記の面積要件を満たすこと

対象地区	基準階面積 (事務所部分・共有部等も含む)	オフィス床面積 (オフィス床として賃借する床面積 (共有部等は含まない))
①	1,500㎡以上	20,000㎡以上
②③	660㎡以上	5,000㎡以上

※増築は上記要件の1/2

※対象となるビルの中に住宅が含まれる場合は補助対象外

イ 環境負荷を軽減する措置を講じていること

千葉県建築物環境配慮制度に基づく「CASBEE（建築環境総合性能評価システム）」にてA以上であること

ウ 高機能のオフィス仕様および設備整備を行うこと

(ア) 天井高2.7mかつOAフロア100mm以上であること

(イ) オフィスを小分けにできる構造（スケルトンインフィル）を採用していること

(ウ) テナント用非常用電源設備の設置スペースを設けていること

(エ) オフィスエリアおよび各テナントのオフィス出入口において、セキュリティシステムを導入していること など

エ ビル所有者と市との間で企業立地協力に係る協定を締結すること

オ まちづくりや周辺の景観に対する配慮を行うこと

(4) 対象期間

ア 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に工事契約を締結するもの

イ 工事契約から5年以内に竣工するもの

(5) 施行日

令和5年4月1日

3 問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部企業立地課

電話：043-245-5279

メール：kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp

ホームページ URL：https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/officebuilding.html